

令和7年度第2回  
龍ヶ崎市子ども・子育て会議

日 時：令和8年2月16日（月）午前10時から  
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1 開 会

2 部長あいさつ

3 議 事

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) (仮称) 龍ヶ崎市こども計画の策定方針について
- (3) 「こども誰でも通園制度」の確認について
- (4) 「利用定員の設定」に関する本市の方針について

4 その他

5 閉 会

(仮称)龍ヶ崎市こども計画策定に係る方針

令和7年1月

福祉部 こども家庭センター

## 1 国の子ども施策に関する法律と計画

### 市町村子ども計画(子ども基本法)

子ども基本法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神に基づき、全ての子どもが幸福に生きられる社会を目指し、子ども施策を国全体で総合的に推進するための基本理念と枠組みを示している。

市町村子ども計画は、子ども基本法に基づき、各市町村が地域の特性に合わせて、子どもの権利保障と健やかな成長を総合的に支援するために策定する計画で、子ども及び子育て世帯を切れ目なく支える「子どもまんなか社会」の実現を目指し策定するものである。

#### 市町村行動計画(次世代育成支援対策推進法)

- ・地域における子育て支援
- ・母性並びに乳児及び幼児の健康の確保・増進
- ・子どもの教育環境の整備、良好な居住環境の確保 など

#### 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・量の見込み(ニーズ量)の設定
- ・確保方策の設定 など

#### 子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

- ・分野ごと(教育、生活、保護者の就労、経済的)の支援 など

#### 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)

- ・切れ目のない支援
- ・多様な居場所づくり・困難を有する子ども・若者への支援 など

## 2 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

国の子ども大綱及び県子ども計画を勘案し、龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030 に即するとともに、市関連計画と相互補完する計画とする。

計画の策定にあたっては、「市町村行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を一体のものとして策定。

※市町村行動計画及び子ども・子育て支援事業計画については、令和6年度に策定済みのため別冊として位置づけ

### (2) 計画期間

令和9年度～令和16年度(計画期間8年)

※前期:令和9年度～令和11年度(3年)

後期:令和12年度～令和16年度(5年)

### (3) 計画の対象

出生前から子ども大綱に定義する乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)及び青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては、ポスト青年期の者も対象とする。)にある者とその家庭を、計画の対象とする。

(計画対象人数)

区分	年令	人数	区分	年令	人数
乳幼児期(前期)	未就学児 0~2	943	思春期(後期)	高校生 15~17	1,962
乳幼児期(後期)	未就学児 3~5	1,153	青年期(前期)	大学生 18~21	3,335
学童期(前期)	小学生 6~8	1,483	青年期(後期)	— 22~29	5,917
学童期(後期)	小学生 9~11	1,647	ポスト青年期	— 30~39	7,090
思春期(前期)	中学生 12~14	1,856	合計		25,386

資料:住民基本台帳(令和7年4月1日現在)

### (4) 計画策定に係る基本的な考え方

- ・ 子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、ともに未来を考える
- ・ 関係計画との整合を図りながら、全ての子ども、若者及び子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を主眼とする

### 3 計画の目指す姿

#### 【こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」】

全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

#### 【龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030】

<将来に向けた本市のあるべき姿>

- ▶ 笑顔が続く 幸せが続く 住み続けたいまち 龍ヶ崎  
(政策の柱)
- ▶ 子どもや若者が健やかに育ち、一人ひとりの夢や希望を育むまちづくり

#### 【こども計画】

国のこども大綱及び市最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の方針を基本に据え、全てのこども・若者が心も体も元気に暮らせるまちを目指し、「こども・若者」の意見を取り入れながら基本理念を検討

### 4 計画に盛り込む内容

#### (1) 誕生前から青年期までライフステージを通じた取り組み

- ① こども・若者の権利の尊重及びその権利保障
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③ こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策
- ⑤ 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進
- ⑥ ヤングケアラーへの支援

#### (2) 誕生期から幼児期、学童期から思春期、青年期などのライフステージ別の取り組み

- ① 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ② 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ③ こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育
- ④ 困難な問題を抱えるこどもへの支援
- ⑤ こども・若者の自殺対策
- ⑥ 地域力を高める人材育成や高等教育の就学支援
- ⑦ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
- ⑧ 結婚を希望する方への支援
- ⑨ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- ⑩ 子育て当事者への支援に関する取り組み

## 5 意見聴取

### (1) アンケート調査

- ① 市民意向調査・・・就学前児童(乳幼児含む)及び小学生(5年生)・中学生(2年生)の保護者に対し、家庭での生活や子育てに関する実態・子育て施策に関するアンケート調査
- ② 生活実態調査・・・小学生(5年生)・中学生(2年生)・高校生(2年生)・若者世代(18～29歳)に対し、学校生活や家庭での生活実態などに関するアンケート調査を実施

### (2) 意見聴取

- ① こども・若者等の意見聴取
  - ア こども・若者未来会議(ワークショップ(1日))

10歳(小学5年生)から29歳までを対象にテーマを定め意見交換を実施
  - イ 若者意見受付フォーム(アンケート)

WEB上において、若者からの市のこども・子育て支援に関する意見を募集
  - ウ イベント開催時のアンケート  
市内で実施されるイベント開催時において、就学前児童を対象としたアンケートの実施(アンケート項目を設定し、該当する回答欄にシールを張ってもらうもの)
- ② 子育て当事者・子育て支援団体からの意見聴取
  - ア 子育て座談会  
子育て支援施設(2カ所)において子育て世代からの意見を聴取
  - イ 団体ヒアリング  
子育て支援団体へのヒアリングを実施し意見を聴取

## 6 策定体制

### (1) 庁外体制

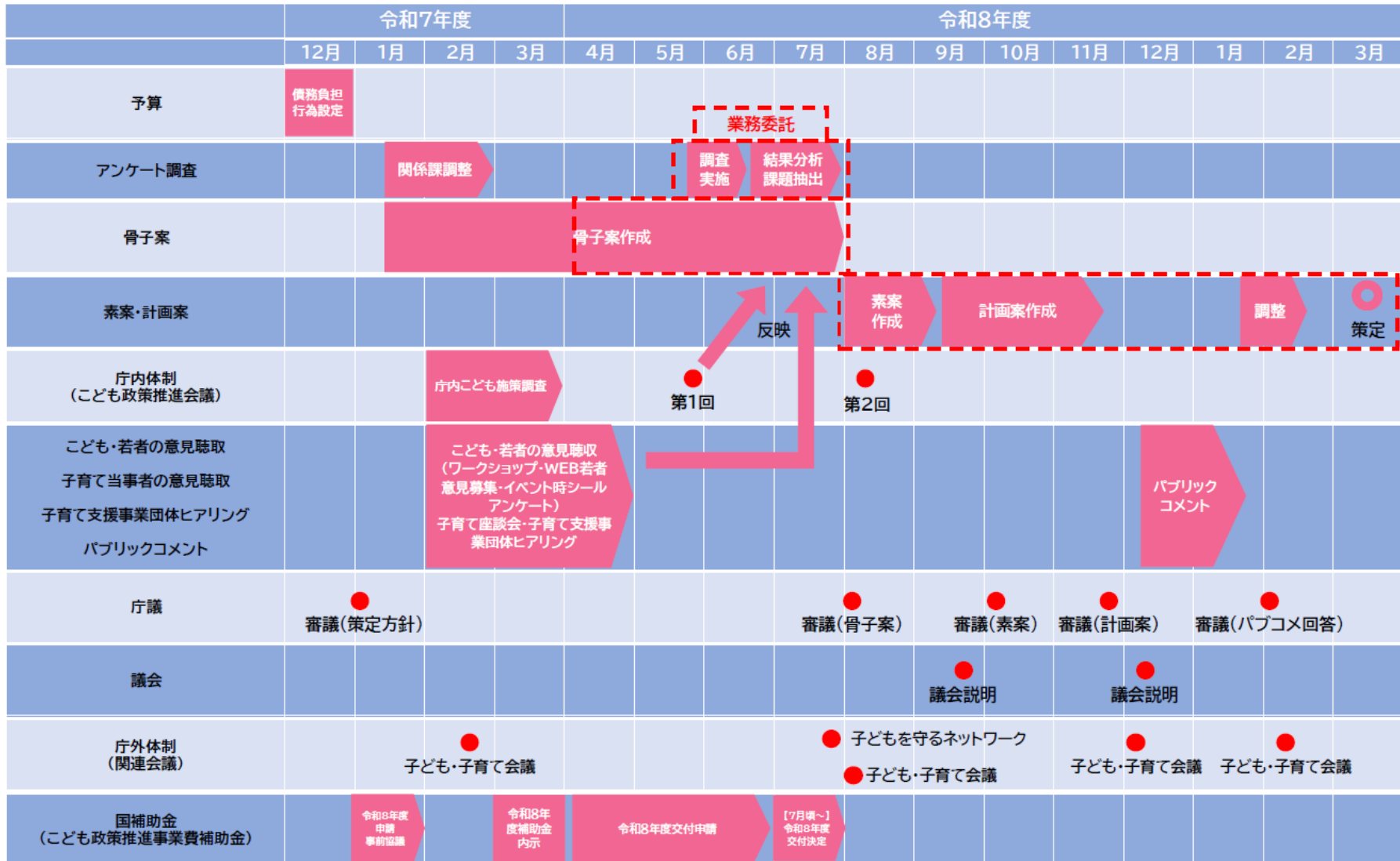
- ① 子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法§72に基づく組織)
- ② 子どもを守るネットワーク会議(児童福祉法§25-2に基づく組織)  
2つの組織と有機的な連携及び情報共有を図る。

### (2) 庁内体制

庁内におけるこども施策を検討するため、こども政策推進会議(関係部局担当者)を開催する。

- ① 会議の内容  
関係部局の担当者等による会議を開催し、こども施策の検討や情報共有を実施する。
- ② 関係課構成(案)  
企画課、まちの魅力創造課、保育課、障がい福祉課、保護課、健康増進課、医療対策課、教育総務課、文化・生涯学習課、指導課、教育センター

## 7 策定スケジュール



## 議事3：特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確認について

### 1. 背景

令和8年度より、本市において「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「誰通）」という。」を実施予定である施設については、昨年10月開催の龍ヶ崎市子ども・子育て会議を経て、令和8年1月15日付けで民間保育所等8施設の認可を決定したところとなる。

本会議では、当該認可施設等（公立保育所含む）を対象に、乳児等支援給付費（運営費）の支弁を受けるにあたって必要な「確認」を行うにあたり、その審査の過程で中立的・専門的観点によるみなさまからのご意見をお伺いするものとなっている。

\*根拠法令：子ども・子育て支援法第54条の2

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第55条第2項第1号及び第2号並びに第56条第1項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 2. 意義と概要（前回会議資料再掲）

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められているため、本制度ではこどもの成長の観点から「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている。\*国資料一部抜粋

保育所等を利用する場合には、就労等の保育の要件を満たす必要がある現行の制度とは異なり、要件を問わず、こども1人あたり「月10時間」まで利用できる新たな制度。▶参考資料「国作成-事業者向けリーフレット」

【期待される役割】

・孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減 ・保育士からのアドバイス等による、こどもと保護者の関係性向上 ・自治体による支援が必要な家庭の把握

### 3. 利用定員の設定

利用定員の設定については、龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画で定めた計画値（提供体制確保必要数）をもとに行う必要がある。

#### ①龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画値（前回会議資料再掲）

年齢	R8		R9	R10	R11
	利用対象者見込数	利用時間	提供体制確保必要数*		
0歳児	130人	10時間/月	8人	8人	8人
1歳児	120人		7人	7人	7人
2歳児	97人		6人	6人	6人

確保必要数1人当たり8時間/日・22日/月  
=176時間/月相当の受入れ時間となる。

\*算出方法：利用対象者見込数×利用時間÷定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（国標準時間：月176時間（8時間×22日））▶小数点以下切り上げ

#### ②確認対象施設-定員設定状況等一覧

施設			実施方法	定員			開設時間		
No.	施設名	施設形態		合計	(参考)0歳児	(参考)1歳児	(参考)2歳児	時間	日数
1	八原保育所	保育所	余裕活用型	9人	4人	3人	2人	6時間/日	5日/週
2	「こころの花」ときわ保育園	保育所	余裕活用型	(変動あり)3人	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
3	まつやま大宮保育園	保育所	余裕活用型	(変動あり)3人	1人	1人	1人	8時間/日	5日/週
4	ひなた・kids	小規模保育事業	一般型	3人	1人	1人	1人	6時間/日	3日/週
5	だれでも Elly's House	小規模保育事業	一般型	3人	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
6	認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園	認定こども園	余裕活用型	(変動あり)3人	1人	1人	1人	6時間/日	4日/週
7	認定こども園竜ヶ崎みどり	認定こども園	余裕活用型	(変動あり)3人	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
8	ながと夢認定こども園	認定こども園	一般型	5人	2人	2人	1人	8時間/日	5日/週
9	しらはね認定こども園	認定こども園	一般型	3人	1人	1人	1人	8時間/日	5日/週

算出例) 2歳児定員  
 $2人 \times 6時間/日 \times 5日/週 \times 4週/月 \div 176時/月間$   
 $= 1.36363... \approx 1.36人$

③確認対象施設-提供体制計画値換算

施 設			実施方法	提供体制確保数*			
No.	施設名	施設形態		合計	(参考) 0歳児	(参考) 1歳児	(参考) 2歳児
1	八原保育所	保育所	余裕活用型	6.14人	2.73人	2.05人	1.36人
2	「こころの花」ときわ保育園	保育所	余裕活用型	1.5人	0.5人	0.5人	0.5人
3	まつやま大宮保育園	保育所	余裕活用型	1.5人	0.5人	0.5人	0.5人
4	ひなた・kids	小規模保育事業	一般型	1.23人	0.41人	0.41人	0.41人
5	だれでも Elly's House	小規模保育事業	一般型	2.04人	0.68人	0.68人	0.68人
6	認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園	認定こども園	余裕活用型	1.5人	0.5人	0.5人	0.5人
7	認定こども園竜ヶ崎みどり	認定こども園	余裕活用型	1.5人	0.5人	0.5人	0.5人
8	ながと夢認定こども園	認定こども園	一般型	4.55人	1.82人	1.82人	0.91人
9	しらはね認定こども園	認定こども園	一般型	2.73人	0.91人	0.91人	0.91人
合 計				22.69人	8.55人	7.87人	6.27人
【過不足】合 計 - 計 画 値				1.69人	0.55人	0.87人	0.27人

計画値以上の提供体制を確保できる見込み

\*算出方法：一般型にあつては「各定員数×時間数/日×日数/週×4週/月÷176時間/月」、八原保育所を除く余裕活用型にあつては「一律0.5人設定」

#### 4. 提供内容

各施設において通常保育に支障のない範囲での実施を優先することとする。なお、利用料や超過料金の発生、キャンセルポリシー等の事項については、利用者の利便性向上等の観点から、市内で統一することとしている。

##### ・確認対象施設-提供予定内容一覧

施設			提供内容*			利用料金等
No.	施設名	施設形態	食事の提供	親子通園	特別な支援の提供	
1	八原保育所	保育所	自園調理	実施	なし	・(基本利用料) 1時間あたり 300円 - 市内統一 ・(実費徴収) 各施設による ・予約開始時間までのキャンセルは、キャンセル料金なし (基本利用料のみ) - 市内統一 ・予約時間前後 10分以降の利用で、超過料金が発生 - 市内統一 ・(超過料金) 各施設による
2	「こころの花」ときわ保育園	保育所		実施	なし	
3	まつやま大宮保育園	保育所		実施	なし	
4	ひなた・kids	小規模保育事業		実施しない	あり	
5	だれでも Elly's House	小規模保育事業		実施しない	なし	
6	認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園	認定こども園		実施	あり	
7	認定こども園竜ヶ崎みどり	認定こども園		実施しない	なし	
8	ながと夢認定こども園	認定こども園		実施	あり	
9	しらはね認定こども園	認定こども園		実施	あり	

\* 提供の方法・有無については、各施設で検討することとされている。(こ家庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」参照)

#### 5. その他

その他(実費徴収の設定やアレルギーへの対応等々)については、主に各施設主導で検討していくこととなる。

-----そのほか「龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(確認条例)」に規定の内容を踏まえ、-----

基準を満たすことを前提に、確認対象施設(9施設)の確認手続きを進めることについて、ご意見を伺いたい。

## 議事4：「利用定員の設定」に関する本市の方針について

### 1. 背景

教育・保育需要に対する受入れ枠（いわゆる利用定員）の確保は、市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値に基づいて行うべきものとなっており、その中には、利用定員に影響を与える施設の認可（新設や認定こども園への移行等）、利用定員数の増減等も含まれている。特に、施設の認可については、1つの認可主体である茨城県からの意見聴取に対して、根拠ある回答、つまり計画値に基づいた回答が求められているところである。

しかしながら、当該計画値と実情には乖離が生じており、また当該計画値においても子ども・子育て会議の会期日程等を考慮すると細やかな見直しが難しいことから、当該計画値の代わりとなる「利用定員の設定」に関する本市の方針を整理するものである。

参考＜龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画値 - 一部加工抜粋＞

項目/年度	認定区分※1	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（需要数）①	1・2号	1,109人	1,011人	981人	941人	927人
確保方策（利用定員数）②※2		1,411人	1,411人	1,411人	1,411人	1,411人
差 ②-①		302人	400人	430人	470人	484人
量の見込み（需要数）③	3号	524人	520人	518人	517人	515人
確保方策（利用定員数）④※2		614人	614人	614人	614人	614人
差 ④-③		90人	94人	96人	97人	99人

※1 1号認定・・・幼稚園や認定こども園において「教育」を希望する満3歳以上のこども、2号認定・・・保育所や認定こども園等において「保育」を希望する満3歳以上のこども、  
3号認定・・・保育所や認定こども園等において「保育」を希望する0～2歳のこども

※2 計画策定時点で判明していた利用定員数を設定

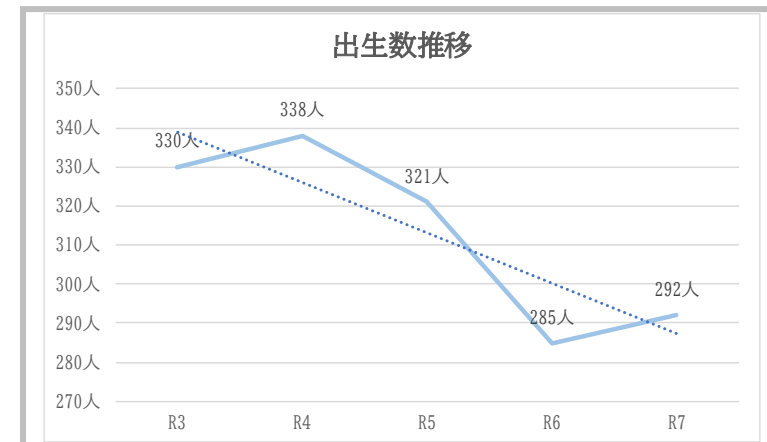
## 2. 本市の現状

### ア. 出生数推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7	増減率※	増減率平均
出生数	330人	338人	321人	285人	292人	△11.5%	△2.8%

※ 増減率計算式：(R7-R3) / R3 × 100

⇒ 本市においても少子化の影響が見受けられ、今後も継続する（減少が続く）と予測される。

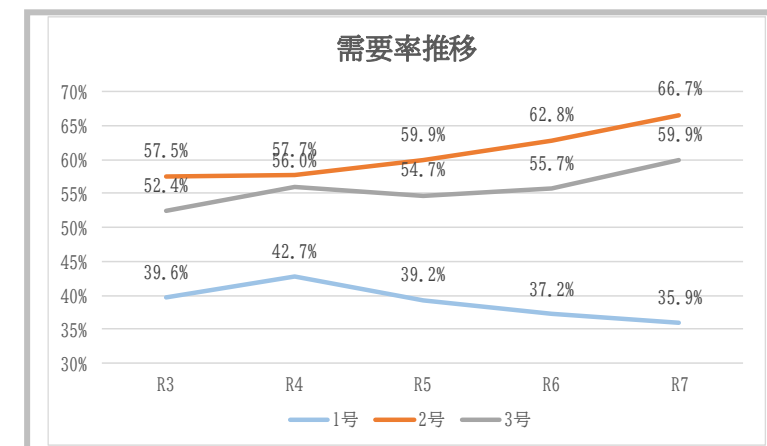


### イ. 需要率推移※（各年10月1日時点の数値を採用）

認定区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
1号	39.6%	42.7%	39.2%	37.2%	35.9%	△9.4%	△2.2%
2号	57.5%	57.7%	59.9%	62.8%	66.7%	15.9%	3.8%
3号	52.4%	56.0%	54.7%	55.7%	59.9%	14.3%	3.5%

※ 年齢別住民基本台帳人口に対する各認定区分こどもの割合

⇒ 年々、教育需要と保育需要の差が拡大しており、教育需要については減少傾向となっている。

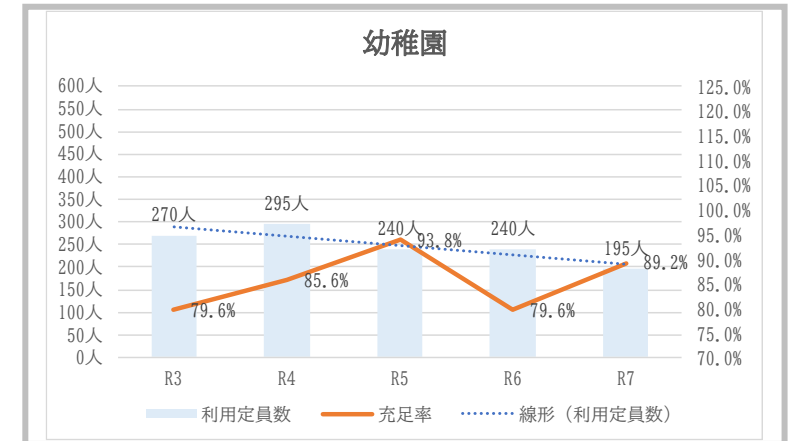


ウ. 施設類型別利用定員数と充足率推移 (各年10月1日時点の数値を採用)

a. 幼稚園

利用定員数	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
1号	270人	295人	240人	240人	195人	△27.8%	△7.0%
充足率	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
1号	79.6%	85.6%	93.8%	79.6%	89.2%	12.1%	3.5%

⇒ 利用定員数が大幅減少となっており、その充足率は増加傾向にあるものの、  
定員割れの状況が継続して続いている

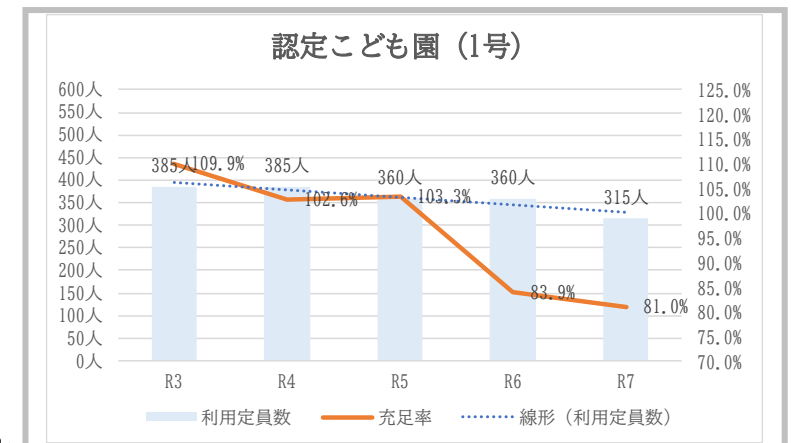


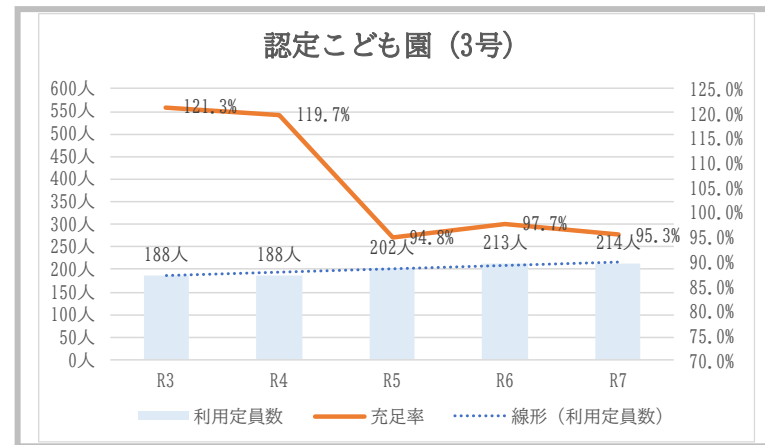
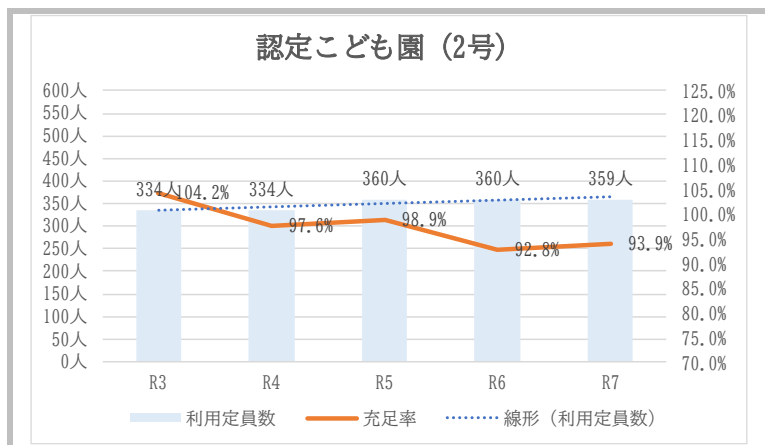
b. 認定こども園

利用定員数	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
1号	385人	385人	360人	360人	315人	△18.2%	△4.7%
2号	334人	334人	360人	360人	359人	7.5%	1.9%
3号	188人	188人	202人	213人	214人	13.8%	3.3%
充足率	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
1号	110.0%	103.0%	103.0%	84.0%	81.0%	△26.3%	△7.0%
2号	104.0%	98.0%	99.0%	93.0%	94.0%	△9.9%	△2.5%
3号	121.0%	120.0%	95.0%	98.0%	95.0%	△21.4%	△5.4%

⇒ 1号については、幼稚園と同様に利用定員数が減少しており、R6・7年と大きな定員割れが確認されている。

2・3号については、利用定員数が増加しており、その充足率も概ね高水準で安定している。

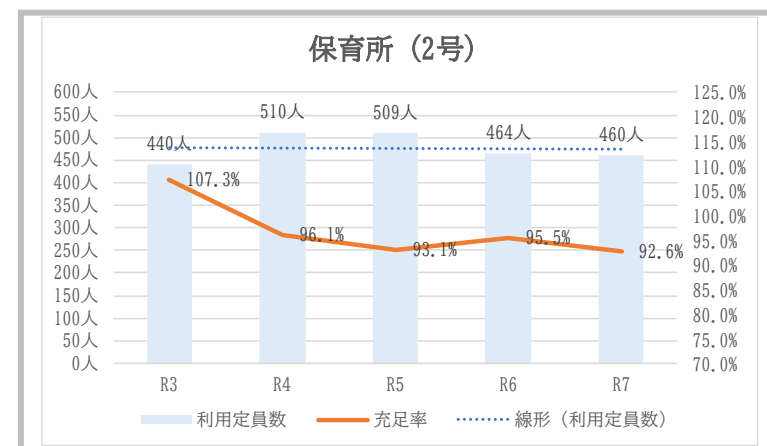


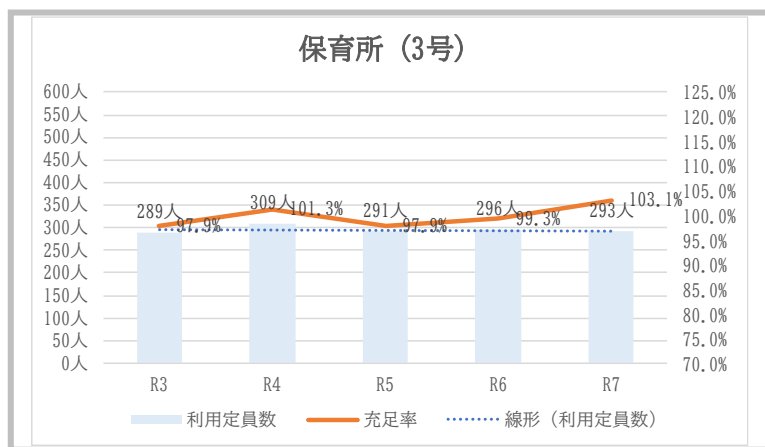


c. 保育所

利用定員数	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
2号	440人	510人	509人	488人	460人	4.5%	1.5%
3号	289人	309人	291人	302人	293人	1.4%	0.4%
充足率	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
2号	107.3%	96.1%	93.1%	95.5%	92.6%	△13.7%	△3.5%
3号	97.9%	101.3%	97.9%	99.3%	103.1%	5.3%	1.3%

⇒ 認定こども園 (2・3号部分) と同様に、利用定員数が**若干増加**しており、  
その充足率も**概ね高水準で安定**している。

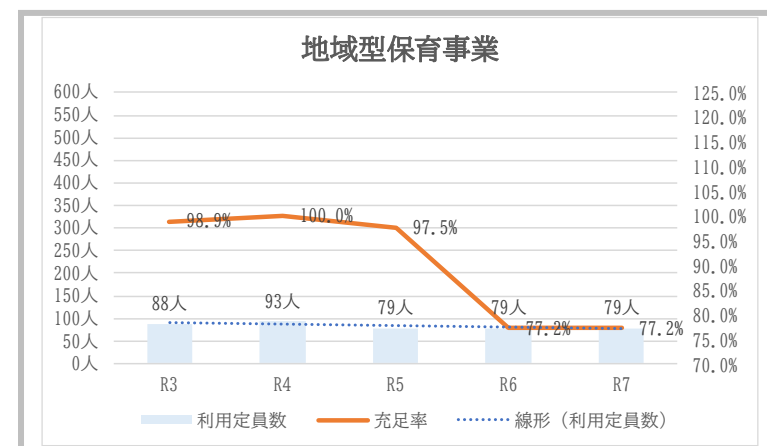




#### d. 地域型保育事業

利用定員数	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
3号	88人	93人	79人	79人	79人	△10.2%	△2.3
充足率	R3	R4	R5	R6	R7	増減率	増減率平均
3号	98.9%	100.0%	97.5%	77.2%	77.2%	△21.9%	△5.6

⇒ 利用定員数が減少（半数の施設が利用定員数の下限値）しており、その充足率もかなり低迷している結果となっている。



全体的な傾向として、R4年度までは利用定員数とその充足率がそれぞれ増加・高水準であるものの、R5年度以降、少子化の影響を大きく受け、R5年度に利用定員数を下げた結果、当該年度の充足率は高水準となっているが、R6・R7年度では充足率を大きく下げる結果となっている。

エ. 施設類型別ア～ウまとめ評価表

施設類型/認定区分/項目		需要率	利用定員数	充足率	配慮の必要性（評価結果）
幼稚園	1号	✕	✕	✕	有
認定こども園	1号		✕	△	経過観察
	2号	○	○	○	無
	3号		○	○	無
保育所	2号		○	○	無
	3号		○	○	無
地域型保育事業	3号		✕	✕	有

利用定員数は「運営規模（＝財政規模）」、充足率は「運営状況の安定性」の指標の1つとした場合、その両方において厳しい状況が続くと、施設の運営に大きな負担が生じることとなる。

（具体例）

- ・ 行事の縮小
- ・ 職員の雇用維持困難
- ・ 教育保育の質の低下
- ・ 利用者負担額の増加

オ. 本市の方針

市内全体での受入れ枠（利用定員数）が、龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画値（確保方策数）未満である場合であっても、当分の間、『各施設』において利用定員の増加は認めないものとする。（例1）

ただし、

- ・ 認定区分（1号、2号、3号）ごとの総和が増加しない場合にあっては、内訳変更に伴う利用定員の増加は認める（例2）
- ・ 幼稚園にあっては、認定こども園への移行により2号認定区分の設定は認める

（例1）市内全体の数値

当該年度	現在	計画値	差
1号	500人	574人	△74人

利用定員を増やしたい・・・

施設A	変更前	変更後	差
1号	50人	60人	10人

龍ヶ崎市では  
認めない

こととする。

（例2）当該施設の利用定員

3号	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員	4人	6人	10人	20人

1歳児クラスの利用定員を増やしたい・・・

3号	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員	3人	8人	9人	20人

承認する！